

公共施設再配置構想(たたき台ver.1)へ寄せられた意見とそれに対する市の考え方

※公共施設再配置構想(たたき台ver.1)については計258件の御意見をいただきました。ここに掲載している御意見は、258件の意見を内容によって分類・整理した上で、139件に集約化したものです。

番号	大分類	中分類	受け付けた意見	市の考え方
1	総論	財源	財源が不足するため公共施設の整理統合が必要ということだが、業務効率化、ペーパーレス化、人員削減、報酬額の見直し等、まずは行政として費用の抑制に取り組むべき。また、国・都からの補助金獲得や企業誘致なども含めて、収入を増やす努力も必要である。	財政の健全化に向けては、AIやDXツール等の活用による業務効率化、ふるさと納税やネーミングライツ等による新たな歳入確保などに既に取り組んでおり、今後もより一層取組を強化していきます。しかしながら、将来的な人口減少に伴う財政構造の変化を踏まえ、そうした取組だけでは根本的な財源不足の解決にはならず、全国の自治体が同じような状況にある中で国や都の支援を過度に期待することもできません。羽村市が今後も持続可能な施設サービスを維持していくためには、人口と財源に見合った公共施設の規模にしていく必要があり、整理統合は避けて通れないものと考えています。
2	総論	財源	民間企業であれば業績が悪ければ手当(ボーナス)はカットされる。財政状況が悪いのであれば、一般の職員はともかく、議員に至るまで期末手当を見直すべきではないか。	今回の取組は市の財政状況が悪いために実施するものではありません。市の財政健全化は別途取組みを進めていかなければならないと認識しております。これまでも人件費の見直しは必要に応じて実施しております。今後も羽村市特別職報酬等審議会に諮問するなど、検討してまいります。
3	総論	財源	公共施設再配置構想の取組は財政健全化とは直接関係ないと言うが、スポーツセンターやコミュニティセンターが設備の故障等により相次いで利用中止になっており、現時点で財源が足りておらず、それを補うために整理統合を実施するのではないかと。	市ではこれまで、公共建築物維持保全計画や学校施設長寿命化計画などに基づき、優先度を見極めた上で公共施設の維持補修に努めていますが、本来必要な修繕が追いついていない施設があることは事実です。公共施設の整理統合は、将来的な人口減少に伴う建物維持の財源不足に備えるものであり、御指摘のような現在の財政収支の不足を補うための施策ではありません。また、整理統合の将来計画を明確にすることで、対象施設への投資優先度が明確になり、故障等が発生した場合に迅速に対応できるようになると考えています。
4	総論	財源	西口土地区画整理事業に多くの税金を投入しておきながら、公共施設を維持するための財源が不足するという説明は理解ができません。西口土地区画整理事業を中止または縮小して、そのお金を公共施設に回せば施設を維持できるのではないかと。	羽村駅西口土地区画整理事業については、令和6年1月に発出した「羽村駅西口地区の都市基盤整備に関する今後の方向性」において、引き続き、現行の事業計画に基づいて行っていくこととしております。本事業の財源については、国・都補助金、市債などの特定財源を積極的に活用するとともに、都市計画税、羽村駅西口都市開発整備基金などを充当しています。都市計画税は、土地区画整理事業などの「都市計画事業」のみに充当可能な目的税であることから、公共建築物の維持補修費に充当することはできません。
5	総論	財源	公共施設を維持するための財源が不足するのであれば、市税を新設してはどうか。	市が独自に新しい税金(法定外税)を課すためには、総務大臣の同意を得た上で条例制定等の手続きが必要となります。整理統合などの経営努力をせずに公共施設を維持するための新たな税を課すことは、他自治体との不均衡を招くことや、税負担の公平性の観点から現実的ではないと考えています。受益者負担の適性化の観点から、施設の使用料については、使用料等審議会に諮問するなど、今後も適切に見直してまいります。
6	総論	シティプロモーション	施設が減るばかりでネガティブな印象しかない。残る施設には投資をして、利便性を向上させるなど、整理統合によってもたらされるポジティブな効果も示してほしい。	これまで充実を図ってきた公共施設を減らす取組であるため、どうしてもネガティブな印象は拭いきれません。しかし、市民が必要とする公共施設を将来にわたって維持していくための取組であり、この問題を先延ばしせず、正面から向き合うことが行政としての責任であると考えています。御指摘を踏まえ、たたき台ver.2においては、公共施設再配置の先に目指すものや、整理統合による財政的な効果等についても追加で記載しました。
7	総論	シティプロモーション	公共施設が多いことが羽村市の魅力であったが、施設が減ることで羽村市のブランドイメージの低下につながり、人口がますます減ってしまうのではないかと。また、施設が減っても魅力的な羽村市をどう作っていくかという未来構想を示す必要があるのではないかと。	建物の量は減らしますが、魅力ある公共サービスの提供は重要なテーマとして取り組んでいきます。建物の量を減らし、その分の経営資源を残る公共施設に集約することができますので、今後も維持していく施設については利便性の向上に取り組み、魅力的なまちづくりを進めていきます。たたき台ver.2においては、公共施設再配置の先に目指すものを追加で記載しました。なお、本計画は長期総合計画の分野別計画であり、羽村市のまちづくりの未来構想を直接示す計画ではありません。未来構想を含めたまちづくりについては第六次羽村市長期総合計画に示しており、詳しくはそちらも参照ください。 https://www.city.hamura.tokyo.jp/0000016056.html
8	総論	人口推計への疑義	この構想の前提となる人口推計では、20年後に人口が2割減少する予測となっているが、本当にそんなに人口が減るのか疑問。人口減少への今後の国の施策や、モノレールの開通なども考慮して推計すべき。人口が減らないのであれば財源も減らないし公共施設も減らす必要がない。	人口減少については、第六次羽村市長期総合計画策定時に推計しています。これは国立社会保障・人口問題研究所が行った羽村市の人口推計と同様な傾向です。今後、人口など社会経済情勢の大きな変化によっては計画目標も含め構想の見直しを図ります。なお、人口推計の詳細内容は、市公式サイトに第六次羽村市長期総合計画 基礎調査報告書として掲載しています。 https://www.city.hamura.tokyo.jp/cmsfiles/content/s/0000015/15033/4bunseki3.pdf
9	総論	利用促進・利便性向上	知られていない公共施設が多くあるため、ホームページ上で検索しやすくしたり、予約方法、利用方法を改善したりして、もっと利用率を上げる工夫をしてほしい。	本構想の基本方針として、公共施設の整理統合と並行して予約システムの導入など公共施設の利用環境の向上に取り組むこととしていきます。建物の量を減らし、その分の経営資源を残る公共施設に集約することができますので、今後も維持していく施設については利便性の向上に取り組み、ハード・ソフトの両面から使いやすくなる公共施設を目指していきます。
10	総論	再配置の推進	公共建築物の30%減目標とあるが、その根拠とされている人口減少は今後加速度的に進行し、国の人口推計も下方修正される可能性がある。長期的視野からすると40%~50%減目標でも良いのではないかと。	人口減少については、第六次羽村市長期総合計画策定時に推計しています。これは国立社会保障・人口問題研究所が行った羽村市の人口推計と同様な傾向です。今後、人口など社会経済情勢の大きな変化によっては計画目標も含め構想の見直しを図ります。なお、人口推計の詳細内容は、市公式サイトに第六次羽村市長期総合計画 基礎調査報告書として掲載しています。 https://www.city.hamura.tokyo.jp/cmsfiles/content/s/0000015/15033/4bunseki3.pdf

番号	大分類	中分類	受け付けた意見	市の考え方
11	総論	再配置の推進	公共施設の整理統合を積極的に推進してほしい。財政状況が厳しい中、もっと危機感・スピード感を持って進めるべき。負の遺産を将来に残すべきでない。人口と財源に見合った行政サービスを提供し、持続可能な行政運営をしてほしい。	公共施設の老朽化と将来的な人口減少による財源不足の問題は待ったなしの課題と認識しており、公共施設を健全な状態で未来に引き継いでいくため、市民や議会の理解を得ながら、可能な限り速やかにこの問題に取り組んでいきます。一方で、学校や地域集会施設など市民の生活と密接に関わりのある公共施設については、今後も関係者の御意見を伺いながら丁寧に進めていく必要があると考えています。また、公共施設の整理統合にあたっては、住民への周知、条例の改廃、代替施設の整備、引越し作業、施設の解体など様々な業務が発生するほか、それにかかる予算や人員も必要となります。そのため、一度に多くの施設を整理統合することは難しいため、整理統合のタイミングを見極めながら計画的に取り組んでまいります。
12	総論	広域連携の推進	今後、人口・財源・職員が減少していくことを考えると、各市町村がそれぞれで公共施設を維持していくのは難しいと思う。ゆとりぎなどの大型施設は近隣市町村で共同で保有・運営してはどうか。	公共施設の広域連携については、市として重要性を認識しており、現在、西多摩地域広域行政圏協議会(西多摩地域8市町村で構成する協議会)を通じて共同利用に関する取組を進めています。これまでに図書館の相互利用を実施しているほか、各自自治体における相互利用が可能な施設を一覧にまとめ、協議会の公式サイトで公表しております。しかしながら、構成自治体ごとに施設の保有状況や広域連携に対する考え方などが異なることから、現段階ではこうした広域連携に関する取組を公共施設再配置構想に直接的に反映することは難しい状況にあります。今後も引き続き、西多摩地域広域行政圏協議会を通じた共同利用に関する取組を推進するとともに、近隣市町との個別の連携についても研究を進めてまいります。
13	総論	跡地活用	廃止となる施設は適切な価格で売却する。賃貸では将来的に借り手がなくなり維持コストが負担になると思う。	公共用途での活用見込みがなく、廃止となる公共施設については、民間企業等への売却などの方法により財産処分を行うこととなります。売却にあたっては、適切な最低価格を設定した上で、一般競争入札によって売却先を決定します。また、学校など大規模な土地・建物の財産の活用・処分については、地域住民などの意見聴取や民間のニーズ調査も実施し、プロポーザルでの売却や定期借地などの貸付などを検討していきます。こうした考え方をたたき台ver. 2にも記載しました。
14	総論	跡地活用	青梅市ではスイートプラムの跡地等の利用についてもっと良い政策をしているように見えます。見本にして下さい。	廃止となる施設の跡地活用や新たに施設の整備を検討する際は、他自治体の先事例も参考としてまいります。
15	総論	交通手段の確保	整理統合によって施設までの距離が遠くなることへの対策として交通手段の確保・充実も検討してほしい。また、コミュニティバスではカバーしきれない部分について、近隣自治体でも実施されているデマンド交通の導入を検討してほしい。	整理統合と併せて駐車場の確保や、「はむらん」の停留所設置や運行経路等について検討していきます。デマンド交通の導入については、近隣自治体の状況を注視しながら、地域に最適な公共交通機関の在り方について、引き続き調査・研究を行います。
16	総論	その他	公共施設の新設、大規模改修工事を行う際は、雨水をトイレの下水処理に利用する設備の設置を検討すべき。瑞穂町役場のトイレの下水処理には雨水が利用されている。	雨水のトイレ洗浄水への活用については、市内でもプリモホールゆとりぎやプリモライブラリーはむらなどで導入実績があります。節水や防災の面から有効な施策であると考えていますが、新たな設置については整備にかかる費用対効果も踏まえて検討していきます。
17	総論	その他	地域集会施設や市役所庁舎機能の集中化には、住民のアクセス利便性や地域拠点性が大幅に低下するリスクがあるため、全面的な統合には強く慎重な検討を求めます。一度に大幅削減せず、段階的・併存型の統合方式を採用してほしい。	公共施設の整理統合にあたっては、住民への周知、条例の改廃、代替施設の整備、引越し作業、施設の解体など様々な業務が発生するほか、それにかかる予算も必要となるため、一度に多くの施設を整理統合することは難しいと考えています。また、御指摘の懸念もあつておきます。そのため、本構想においては実施時期を5年ごとの4期に分けて段階的に実施していくこととしています。地域集会施設はⅡ期に整理統合を実施する予定ですが、建物の耐用年数や他の公共施設の整理統合との兼ね合いから、施設によって統合の時期が前後する場合があります。市役所分庁舎などの行政系施設についてはⅠ期～Ⅲ期にかけて段階的に実施していく予定です。
18	総論	その他	整理統合にあたっては既存施設の改修・長寿命化を優先し、新設・大型化は最小限とすべき。大規模施設は維持補修・更新のコストが大きく、利用率低下と相まってハコモノ化するリスクがある。	本構想の基本方針として、コストの合理性の観点から、長寿命化改修などにより可能な限り既存施設の長期活用を推進していくこととしています。
19	総論	その他	公共施設を30%削減するということはコミュニティ活動もそれだけ減る。表面的な費用の削減だけを狙っていると、もっと大事な資産が失われる。	整理統合によって利用者やコミュニティ活動が減ってしまうことのないよう、施設は減らしますが、魅力的な公共施設となるよう利便性の向上に取り組むとともに、分散している施設を統合することで、人口が減っても、にぎわいのある地域の拠点となるよう取り組みます。
20	総論	その他	人口動態や1学級当たりの児童数の基準など、今後の社会情勢の変化によって、想定が外れた場合でも対応できるような柔軟な計画とすべきではないか。	御指摘のとおり社会情勢の変化によって、現在想定している状況と差が生じる可能性もありますので、今後も人口動態や国・都の施策等を注視し、必要に応じて計画を検証していきます。
21	行政系施設	本庁舎の建て替え	市役所本庁舎は、新しく建て替える必要がある。近隣を見ても青梅、福生、あきる野、奥多摩、檜原瑞穂全て羽村よりも新しく耐久性に優れている。	市役所本庁舎は近隣自治体よりも建築年度は古いですが、平成26年度に耐震改修工事を実施するなど、適切に保全されており、まだまだ資産価値のある建物です。こうした建物については適切な改修工事を実施し、できる限り、長く使用していく考えです。
22	コミュニティ・集会施設	(地域集会施設) 策定プロセス	地域集会施設は高齢者の心の拠り所となっているため、今回の懇談会だけでなく、高齢者が納得するまで十分な意見交換をやってほしい。	地域集会施設の具体的な統合の検討は、令和8年度に実施していく予定です。高齢者の御利用についても重要な視点と捉えており、検討に際しては、町内会の御意見を伺いながら進めていきます。
23	コミュニティ・集会施設	(地域集会施設) アクセス性低下	地域集会施設は行事や地域コミュニティ、健康作りの場として親しまれているが、整理統合によって施設が遠くなると、特に高齢者は交通手段が乏しく日常的に利用することが困難な人も出てくるため、活動の場がなくなってしまう。その結果、健康の悪化を招き、介護や医療費の増加にもつながる恐れがある。	地域集会施設の具体的な統合の検討は、令和8年度に実施していく予定です。高齢者の御利用についても重要な視点と捉えており、検討に際しては、町内会の御意見を伺いながら進めていきます。数が少なくなる以上、施設への距離は埋めることのできない問題ですが、交通利便性なども考慮しながら統合について検討していきます。また、身近に利用できる町内会の拠点確保について、公共施設として使用しない地域集会施設の建物の活用など、町内会と協議しながら支援方法を検討し、これまでの地域コミュニティが継続できるように配慮していきます。
24	コミュニティ・集会施設	(地域集会施設) 地域コミュニティの衰退	町内会の加入率は減少を続けており、地域集会施設を減らすと地域コミュニティの衰退に更に追い打ちをかけることになる。	地域集会施設の統合により拠点移転等が必要となる町内会に対し、移転に係る支援を行うとともに、身近に利用できる町内会の拠点確保について、公共施設として使用しない地域集会施設の建物の活用など、町内会と協議しながら支援方法を検討し、これまでの地域コミュニティが継続できるように配慮していきます。
25	コミュニティ・集会施設	(地域集会施設) 町内会の統合	町内会の加入率が更に下がっていくことを考えると、町内会によっては運営が困難となる。町内会の統合についても施設の整理統合と並行して検討してほしい。	町内会につきましては、地縁に基づいて形成された団体であることから、市で町内会の統合を検討することを考えていませんが、加入促進に向けた町内会の取組を支援し、町内会活動の活性化を図っていきます。
26	コミュニティ・集会施設	(地域集会施設) 再配置の推進	地域集会施設は人口規模に対して数が多過ぎる。ほとんどが町内会の利用であり、大半の市民は利用していない。老朽化と今後の維持費を考慮すると整理統合はやむを得ない。	地域集会施設は、これまで、町内会を中心とした地域コミュニティの活動拠点として、大切な役割を果たしてきましたが、御指摘の状況も踏まえ、統合を実施していきます。

番号	大分類	中分類	受け付けた意見	市の考え方
27	コミュニティ・集会施設	(地域集会施設) 跡地利用	廃止となる地域集会施設を活用して子供の遊び場や学習教室などを開いてほしい。	廃止となる地域集会施設については、公共施設として維持することはできませんが、統合後、維持する地域集会施設については、様々な世代、用途に御利用できるよう運営方法を工夫していきます。
28	コミュニティ・集会施設	(地域集会施設) 地域集会施設の複合化	地域集会施設に児童館や老人福祉施設などの機能を複合化してはどうか。五ノ神会館などのような立地のよいものは、町内会だけでなく多くの市民が利用できるように、市役所の分庁舎化はどうか。	統合後、維持する地域集会施設については、様々な世代、用途に御利用できるよう運営方法を工夫していきます。 行政庁舎については、市役所本庁舎に集約していく考えであり、住民票や印鑑証明書等の発行手続きはすでに身近なコンビニエンスストアで行えるようになっているほか、今後は行政手続のオンライン化を積極的に進めていくことで、「行かない窓口」「書かない窓口」を推進し、市民の利便性を高めていく方針です。
29	コミュニティ・集会施設	(地域集会施設) 利用促進・利便性向上	地域集会施設の使用料を無料にして、施設を管理するためのボランティアを募り、そのボランティアグループに運営を任せてはどうか。	地域集会施設の使用料は、施設の維持管理に必要な経費の一部を賄うために設定しております。現在、町内会が使用する場合には使用料を免除とするほか、市内の一部団体においては活動目的に合わせて免除又は減額しております。使用料は、適正な受益者負担や他の公共施設とのバランスも考慮する必要があることも踏まえ、検討していきます。
30	コミュニティ・集会施設	(地域集会施設) 利用促進・利便性向上	地域集会施設について、予約システムの導入、鍵の管理方法の見直し、常駐の管理人を置く、開館時間の延長等、利用しやすい仕組み作りと周知方法を検討してほしい。	統合後、維持する地域集会施設については、より使いやすくなるように、施設の管理体制や、スマートフォン、パソコンから簡単に予約できるシステム、鍵の受け渡しが不要となるスマートロックシステム等の構築を検討していきます。また、これらを導入する際には、広報紙、市公式サイト、SNS等を含めた多様な手段を活用して、地域集会施設の利用方法について、分かりやすく周知することを検討していきます。
31	コミュニティ・集会施設	(地域集会施設) 利用促進・利便性向上	地域集会施設に学習室やプレイルームを設けて出入り自由で利用できるようにしてはどうか。	常時開放していくためには、管理運営体制やコスト面での課題がありますが、御意見の内容も含め、多くの市民に広く使われていくような運営を検討していきます。
32	コミュニティ・集会施設	(地域集会施設) その他	廃止する地域集会施設の代替として空き家や空き店舗を活用してはどうか。町内会のちょっとした集まりなどであれば広さとしても十分であり、空き家の減少にもつながる。	身近に利用できる町内会の拠点確保について、公共施設として使用しない地域集会施設の建物の活用やご提案の空き家の活用など、町内会と協議しながら検討し、これまでの地域コミュニティが継続できるように配慮していきます。
33	コミュニティ・集会施設	(地域集会施設) その他	中央児童館の廃止がI期になっている為、併設している天王台会館も同時に廃止される計画だが、地域集会施設の整理統合はI期に決定する事になっているので、I期に移転が必要になる場合は、奈賀学童クラブが移転する現シルバー人材センターの建物を活用出来るよう検討してほしい。現在のシルバー人材センターの建物は2棟あり、学童クラブ以外の活用は十分可能と思われる。	シルバー人材センターの建物活用は、学童クラブ以外の多目的な利用についても検討しておりましたが、たき台ver.2においては内容を修正し、シルバー人材センターは移転しない案としました。中央児童館に併設されている天王台会館の取り扱いについては、こうしたことも踏まえ、令和8年度に町内会の意見を伺いながら決定していく予定です。
34	コミュニティ・集会施設	(地域集会施設) その他	天王台会館の移転が必要になる場合、敷地内に設置している防災倉庫等については「中央地域備蓄倉庫」の敷地内に移転設置が出来るよう配慮してほしい。	備蓄倉庫は、物資の搬入・搬出において、トラックが進入するためのスペースを確保する必要があるため、町内会所有の防災倉庫を中央備蓄倉庫の敷地内に移転設置するには課題があると考えます。 防災倉庫を含め必要な倉庫等の移転先については、別途検討していきます。
35	コミュニティ・集会施設	(地域集会施設) その他	地域集会施設について、統合して1つの会館を新たに別の町内会と一緒に使用することになった場合、軋轢が生まれる可能性があるため、市が間に入って調整してほしい。	地域集会施設の具体的な統合の検討は、令和8年度に実施していく予定です。区域分け、統合後に維持する地域集会施設の選定の検討に際しては、町内会の御意見を伺いながら市として進めていきます。
36	コミュニティ・集会施設	(地域集会施設) その他	地域集会施設は集会所やホールとしてだけでなく、町内会の倉庫としての意味合いがあるため、統合した場合に、それをどこに移すかまでしっかりと考えてほしい。	廃止となる地域集会施設内の町内会物資(倉庫等)は、原則として統合先の地域集会施設へ移設していただくことを想定していますが、町内会の御意見も伺いながら、代替場所を検討していきます。また、移転に係る支援も検討していきます。
37	コミュニティ・集会施設	(地域集会施設) その他	廃止となる地域集会施設を町内会へ譲渡することも検討しているとのことだが、維持費がどの程度かかるか提示してほしい。	各施設の規模、構造、老朽化度合や、譲渡後にどの程度の水準で維持していくかによって維持費が大きく異なるため、一概に金額をお示しすることはできませんが、参考となる情報を提供できるよう検討していきます。
38	コミュニティ・集会施設	(コミュニティセンター) 施設の存続	コミュニティセンターは市役所に隣接しており、市民も利用しやすい立地であり、風呂があり、避難所としても活用しやすいため存続を希望する。	コミュニティセンターは、コミュニティの拠点となる貸室機能を基本とした施設として、立地を活かして多くの方に親しまれてきました。しかし、市全体としてすべての公用施設を維持することは困難であり、将来に向けた持続可能な施設を検討する中で、 ・ゆとろぎ等、類似の貸室機能を有する公共施設が多いこと ・貸室の利用率が低く、減少傾向にあること ・設備の老朽化が進み、現在、エレベータ及び空調機器が故障し修理には莫大な費用がかかること などを総合的に判断し、建物を廃止するという案になりました。利用者の方が活動を継続できるよう、可能な限り代替場所を検討し、御案内していく考えです。
39	コミュニティ・集会施設	(コミュニティセンター) 施設の存続	地下1階のレストランをよく利用しているのでコミュニティセンターは残してほしい。	コミュニティセンターは、コミュニティの拠点となる貸室機能を基本とした施設として、立地を活かして多くの方に親しまれてきました。しかし、市全体としてすべての公用施設を維持することは困難であり、将来に向けた持続可能な施設を検討する中で、 ・ゆとろぎ等、類似の貸室機能を有する公共施設が多いこと ・貸室の利用率が低く、減少傾向にあること ・設備の老朽化が進み、現在、エレベータ及び空調機器が故障し修理には莫大な費用がかかること などを総合的に判断し、建物を廃止するという案になりました。
40	コミュニティ・集会施設	(コミュニティセンター) 施設の存続	コミュニティセンターを再建し、貸室、児童館、老人福祉施設、子供食堂の機能を複合化してはどうか。これにより、廃止となる地域集会施設と中央児童館の代替施設とする。	コミュニティセンターを再建や改修して維持していく場合、このたたき台に示す内容以上に他の公共建築物を廃止していかなければ、公共施設全体として健全に維持していくことはできません。 コミュニティセンターについては、 ・ゆとろぎ等、類似の貸室機能を有する公共施設が多いこと ・貸室の利用率が低く、減少傾向にあること ・設備の老朽化が進み、現在、エレベータ及び空調機器が故障し修理には莫大な費用がかかること などを総合的に判断し、建物を廃止するという案になりました。
41	コミュニティ・集会施設	(コミュニティセンター) 施設の存続	コミュニティセンターの空調の故障については、家庭用の個別エアコンの設置で対応できるのではないかと。	家庭用の個別のエアコンを設置した場合、それぞれの部屋に複数台のエアコンが必要となります。換気設備の問題や燃料もガスから電気に移行するため、受電設備が必要となるなど、いずれにしても大規模な改修となります。

番号	大分類	中分類	受け付けた意見	市の考え方
42	コミュニティ・集会施設	(コミュニティセンター) 代替施設の確保	コミュニティセンターの調理室について、代替施設であるゆとりろぎには調理室がなく、地域集会施設の調理室は大人数での利用が難しいため、保健センターの調理室を貸し出しできるように検討してほしい。	御提案を含め、調理室の代替について検討していきます。
43	コミュニティ・集会施設	(コミュニティセンター) 代替施設の確保	コミュニティセンターの代替施設となるゆとりろぎは団体利用が不可であり、地域集会施設は規模的に大人数での利用ができない。	ゆとりろぎでも団体利用が可能です。公共施設の1利用当たりの人数は大きく減少しており、大人数での需要は減少していると捉えています。地域集会施設で御利用できない規模の大人数での利用は、ゆとりろぎ等を案内していきます。
44	コミュニティ・集会施設	(コミュニティセンター) 代替施設の確保	コミュニティセンターの代替施設であるゆとりろぎは、コミュニティセンターや他自治体の同施設と比較しても利用料金が高額だと思う。市内・市外で料金設定を区別するなど、整理統合と並行して残る施設の使用料の見直しも検討してほしい。	利用料金の設定については、使用料等審議会での答申を経て、定期的に見直しており、今後、整理統合の内容を踏まえて検討していきます。
45	コミュニティ・集会施設	その他	地域集会施設に関連して、町内会の加入率が低下している要因の一つは、人間性の変化だと思う。人のために何か役に立ちたいといった感覚がなくなってきているように感じる。教育の部分で人の心を育てることに力を入れてほしい。	加入促進に向けた町内会の取組を支援し、町内会活動の活性化を図っていきます。また、羽村市教育委員会の教育目標に「社会貢献の精神」の育成を掲げ、公共心をもち自立した個人を育てる教育に取り組んでいます。
46	市営住宅	再配置の推進	市営住宅を縮小し、跡地に都営住宅の整備を東京都に要請してほしい。	公営住宅は、公営住宅法に基づき、都道府県と市町村の両者に供給する義務があります。市営住宅については、令和8年度に将来計画を別途策定することとしていますので、東京都とも連携・協議の上、計画を作成していきます。
47	学校・教育施設	策定プロセス	公共施設の床面積30%削減という目標について、対象施設に学校を含むことは問題がある。学校の再編は他の公共施設と切り離して検討すべきである。	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、学校の設置、管理及び廃止に関することは基本的には教育委員会の職務権限とされており、羽村市においても、学校再編の検討にあたっては、教育委員会と市長部局で役割を明確に分けて検討してきました。まず教育委員会において、教育的観点からより良い教育環境の在り方について検討し、今後の人口減少を踏まえた学校の適正規模・適正配置に関する教育委員会としての考え方をまとめました。一方で、学校の土地建物は、学校教育以外にも避難所や学童クラブ、地域活動場所などの機能も担っており、そうした機能は教育委員会ではなく市長部局の所管となります。そのため、市長部局では教育委員会の考え方を最大限尊重しつつ、公共施設マネジメントの観点から、他の公共施設との複合化や予算などの視点から検討を加え、本構想に落とし込んでいきました。したがって、学校の再編について、床面積の削減という目標ありきで検討したということは決してありません。また、上記のとおり、学校の土地建物は、学校教育以外の機能もあるため、他の公共施設と一体的に検討していくこととしました。
48	学校・教育施設	策定プロセス	子供たちのために統合すると言っているが、公共施設の30%の抑制の方針が示されており、夢を見ることができない。抑制ありきの話ではなく、子供たちに夢を見せられるような構想から入り、その結果が小・中学校が2校ずつになるという説明の仕方の方が、もっと捉えやすくなると思う。	学校再編は、床面積の削減という目的ではなく、児童・生徒数の現状及び今後の減少傾向を踏まえ、児童・生徒のより良い教育環境の整備と、教育の質のより一層の向上を目指して検討した結果として提案したものです。市民の皆さんにもご理解いただけるよう、説明の方法については、今後も検討してまいります。
49	学校・教育施設	策定プロセス	学校の再編については、審議会等を設置して公募した市民も交えて検討すべき。	ご提案の審議会の設置も一つの手法と考えますが、学校再編の議論を含め公共施設の整理統合については、より広く議論をしていくことが必要と考え、検討中の段階からたたき台を公表し、懇談会などを開催しながら、どなたでも参加できるような形で議論してまいりました。引き続き、こうした考え方のもと「たたき台ver.2」を公表し、議論を深めていきたいと考えております。また、Ⅱ期以降の再編計画についても、令和8年度以降に、公共施設個別再配置計画(配置編)を検討する際に、丁寧に市民の意見を聞いて内容を決定していきたいと考えております。
50	学校・教育施設	策定プロセス	未就学児から小学生の子供を持つ保護者全員及び小学生から20歳までの子供全員に、学校統合についてのアンケートを取るなど、保護者及び子供の意見を聞く機会を設けてほしい。	学校再編につきましては、これまでに、市主催の懇談会や教育委員会主催の懇談会を通じて、市民の皆様にご説明を行い、御意見を伺ってまいりました。また、教育委員会では、懇談会に先立ち、市内小・中学校の児童・生徒を対象に学校再編に関するアンケート調査を実施し、子供たちの率直な思いを確認しております。今後の意見聴取につきましては、令和8年度以降に策定する「公共施設個別再配置計画」の策定の際に検討していきたいと考えております。
51	学校・教育施設	策定プロセス	学校再編に関する児童へのアンケートは具体的に学校名を出してどこが統合するのかを示した上で実施したものなのか。そうでなければ結果に意味はないと思う。	学校再編に関するアンケート調査は、市内の全小・中学校の児童・生徒を対象に令和7年7月に実施しました。内容は学校再編の賛否を問うものではなく、未来の学校の在り方について、子供達がどのように考えているかを把握するために実施したものですので、具体的な統合案は示していません。アンケートの結果については、市公式サイトで公開しています。 https://www.city.hamura.tokyo.jp/0000019894.html#index-1-5
52	学校・教育施設	策定プロセス	学校施設については、学校施設だけの説明会を各学校で実施してほしい。その際は保護者が参加しやすいよう学校公開後に実施するなど日程を工夫してほしい。	学校施設については、学校再編に特化した懇談会を令和7年度に教育委員会主催で2回開催いたしました。今後の段階的な再編については、令和8年度以降に策定を予定している「公共施設個別再配置計画(配置編)」において具体的に示すこととしており、その際には、懇談会の開催など意見聴取の場を設けてまいります。懇談会等の開催に当たっては、関係者の皆様に参加しやすい方法を検討してまいります。
53	学校・教育施設	策定プロセス	松林小学校は、子供も保護者も日本語を母国語としていない方が一定数いるため、そうした方へ配慮した上で周知方法を検討してほしい。	適切な周知方法を今後も検討していきます。
54	学校・教育施設	策定プロセス	「これからの羽村市立学校の在り方について」では、将来的に小学校2校、中学校2校程度への再編が想定されているが、今回の公共施設再配置構想では全体像が示されておらず、なし崩し的な先行実施は避けるべきである。学校再編は後戻りができない大改革であるため、将来的な教育形態(小中一貫教育・義務教育学校など)も含めて再編の全体像を提示した上で、市民の意見を聞きながら進めるべき。	I期で再編を計画している4校の小・中学校については、児童・生徒数の現状及び今後の減少傾向を踏まえると、なるべく早期に統合することが必要と考えております。4校の統合以降の段階的な再編(全体像)については、令和8年度以降に策定を予定している「公共施設個別再配置計画(配置編)」において具体的に示す予定としております。その際には、市民の皆様にご御理解をいただけるよう、説明を尽くしてまいります。
55	学校・教育施設	子供の心のケア	統合による環境の変化について子供たちは不安を感じる。統合によって学校に行けなくなってしまう子供も出てくるかもしれないので、心のケアや引き継ぎはしっかりとやってほしい。また、統合時期の見通しを早めに知らせてほしい。見通しがわかれば、子供たちも安心できることもあると思う。	統合時の児童・生徒の心のケアについては、十分な配慮が必要と考えておりますので、教育委員会としましては、学校と緊密に連携し、慎重かつ丁寧に進めてまいります。また、統合の具体的な時期につきましては、令和8年度以降に策定を予定している「公共施設個別再配置計画(配置編)」において具体的に示してまいります。なお、統合の時期の決定から実際に統合するまでには、3年程度の準備期間を設ける必要があると考えております。

番号	大分類	中分類	受け付けた意見	市の考え方
56	学校・教育施設	子供の心のケア	学校再編に当たって、学校へ行けない子供たちのセーフティネットを地域に整備していくことも併せて検討してほしい。学校に行けない、行きたくない子供たちがエスケープできる場がないと、学校そのものが成立しなくなる。従来の枠にはめるのではなく、新たな考え方、新しい視点で進めていく必要があると思う。	学校へ行けない子供たちへの支援として、教育相談室や適応指導教室(ハーモニースクール・はむら)などによって学びの機会の保障に向け取り組んでいるほか、公共施設を含む民間事業者等による子供の居場所づくりの支援にも取り組んでいきます。
57	学校・教育施設	子供の心のケア	学校が統合した際は、廃止となる学校の児童・生徒は統合先の学校に転校することになるのか。それとも、新入生は統合先、在校生は卒業まで元の学校に通うのか。子供達になるべく影響のない方法を検討してほしい。	統合した際は、在校生も統合先の学校へ移ることになりますが、全校生徒が一斉に移る方法や学年ごとに順々に移る方法など、いくつかのパターンが考えられます。具体的な方法は統合前の準備期間の中で検討していきませんが、子供達にとって最善の方法を検討してまいります。
58	学校・教育施設	子供の心のケア	子供にかかるストレスを考えると、同じ子供が複数回、転校することがないように統合時期を調整してほしい。	Ⅱ期以降の学校再編については、令和8年度以降に策定を予定している「公共施設個別再配置計画(配置編)」において具体的に示す予定です。ご意見も踏まえ、子供に過度な負担が生じないように検討してまいります。
59	学校・教育施設	子供の心のケア	統合前に両校の児童・生徒が交流する機会があると良いと思う。(ミニ運動会など)	統合に当たっては、3年間程度の準備期間を設ける必要があると考えており、御提案の統合前の交流につきましても、この準備期間に実施することを検討してまいります。
60	学校・教育施設	子供の心のケア	統合によって、子供の心への影響から高校受験にも影響が出てしまい、取り返しのつかないことにならないか心配。3年生目前での統合はやめてほしい。	統合時の児童・生徒の心のケアについては、十分な配慮が必要と考えておりますので、教育委員会としましては、学校と緊密に連携し、慎重かつ丁寧に進めてまいります。
61	学校・教育施設	子供の心のケア	今後入学・進学する児童・生徒には事前に統合することを伝えないとかわいそうだと思う。	統合の具体的な時期につきましては、令和8年度以降に策定を予定している「公共施設個別再配置計画(実行計画編)」において具体的に示してまいります。なお、統合の時期の決定から実際に統合するまでには、3年程度の準備期間を設ける必要があると考えております。
62	学校・教育施設	子供の心のケア	羽村第三中学校はかつて3つの小学校から進学するため、学校が荒れ、いじめの原因にもなっていた。その後学区の見直しにより武蔵野小学校の児童のみとなり、学校が落ち着いた。今後学区の再編や、第三中学校と第二中学校の統合によって再び同じ問題が起きないか心配。	学校再編については、児童・生徒数の現状及び今後の減少傾向を踏まえ、児童・生徒のより良い教育環境の整備と、教育の質のより一層の向上を目指すことを目的としています。
63	学校・教育施設	子供の心のケア	松林小学校を武蔵野小学校に統合する場合、児童の心のケアのため、まつこの学級の先生はそのまま異動、普通学級は武蔵野小学校と松林小学校の先生を半分ずつ配置してほしい。	具体的な教員配置につきましては、再配置構想の決定後、実際に学校が統合するまでの3年程度の準備期間に検討していきたいと考えております。
64	学校・教育施設	通学時の安全性	学校の統合によって通学距離が延びることになるが、小学生が重いランドセルを背負って長距離を長時間かけて歩かなければならず、近年の猛暑では熱中症のリスクも懸念され、防犯の面でも心配である。はむらんでの通学やスクールバス、集団下校、置き勉強など、自転車通学など子供たちが安全に通学できるような対策を検討してほしい。	学校再編に当たっては、通学時の安全確保、特に小学校低学年の通学について配慮が必要であると認識しています。今後、統合に向けた準備期間において、保護者や学校関係者、地域住民の皆様と意見交換を行い、どのような配慮が必要か、具体的な手法を含めて検討してまいります。
65	学校・教育施設	通学時の安全性	「市内のどの位置に学校を設置しても通学に大きな支障はないと考えられる」との記載があるが、「支障がない」とはどういう意味か。	国が作成した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(文部科学省 平成27年1月)の中で、通学距離のおおよその目安として、小学校で4km以内、中学校で6km以内が妥当であるとされています。羽村市は東西4.23km、南北3.27kmの市域であるため、仮に市域の端に学校を設置しても国が示す基準を大方満たすという意味で、「支障がない」と表現しています。一方で、国の基準はあくまでも目安であり、羽村市の実情に合わせて検討する必要があると考えていますので、実際に市域の端に学校を設置することは想定していません。
66	学校・教育施設	少人数学級の維持・推進	現在の松林小学校が、人数が少ないことによって何か問題があるとは思えず、大規模校を作り出す意味がわからない。学校再編の主たる目的を明確にしてほしい。財政面での合理化だけが目的なのであれば反対。ハード面とソフト面の両面で今まで以上に良い教育環境を実現するプランを提示してほしい。	羽村市教育委員会として、学校再編によって大規模校を作り出すことは考えていません。文部科学省の基準では、大規模校とは25学級以上の学校のことを指しますが、「これからの羽村市立学校の在り方について」の中で示しているとおり、小学校は18～24学級(1学年3～4学級)、中学校は15～18学級(1学年5～6学級)が適正規模と考えています。羽村市教育委員会としては、小規模校の利点も十分に理解した上で、児童・生徒が新たな人間関係を築いたり、学級同士が互いに切磋琢磨し合う中で高め合ったりする機会がなるべく多いことが望ましいこと、教員数が少ないことで教育活動が限定的になったり教員一人一人の負担が増加する懸念があることなどから、単学級ではなく複数学級配置することがより望ましいと考えており、児童・生徒数の現状及び今後の減少傾向を踏まえ、児童・生徒のより良い教育環境の整備と、教育の質のより一層の向上を目指すため学校再編が必要であると考えています。
67	学校・教育施設	少人数学級の維持・推進	統合によって児童・生徒数が増えると教職員の目が届きづらくなる。教育の質が低下したり、子供達へのきめ細やかな対応ができなくなることが心配。また、1学年に複数学級あることによって子供や先生が切磋琢磨できるとのことだが、切磋琢磨とは昭和的で競争社会を想起させる。少人数学級の方が子供たち一人ひとりに行き届いた手厚い教育を提供できる。	教育委員会としましては、小規模校の利点も十分に理解した上で、児童・生徒が新たな人間関係を築いたり、学級同士が互いに切磋琢磨し合う中で高め合ったりする機会がなるべく多いことが望ましいこと、教員数が少ないことで教育活動が限定的になったり教員一人一人の負担が増加する懸念があることなどから、単学級ではなく複数学級配置することがより望ましいと考えています。なお、「切磋琢磨」とは、「互いに励まし合い技術等の向上を目指す行為」のことと捉えております。
68	学校・教育施設	少人数学級の維持・推進	「これからの羽村市立学校の在り方について」では、小学校の適正規模を1学年あたり3学級から4学級としているが、1学級あたりの人数を羽村市独自の基準を作って減らせば、学校を統合しなくても学級数を増やすことができる。1学級あたりの人数を羽村市独自で減らした場合、東京都から配置される教員だけでは不足となるため、羽村市独自で教員を雇用する必要があるが、学校の統合に要する費用よりも、コストが低いのではないかと。	1学級当たりの人数については、現在の国基準により、上限が35人となっています。また、教職員は東京都が採用しており、東京都の基準により、児童35人につき1名の教職員が各学校に配置されます。そのため、1学級当たりの上限人数を羽村市が独自に引き下げた場合、東京都からはあくまでも児童35人につき1名の教職員しか配置されないため、不足する教職員は、市独自で採用しなければなりません。市独自で採用する場合、予算の確保や採用スキームの創設など多くの課題があり、現実的ではないと考えています。
69	学校・教育施設	少人数学級の維持・推進	1学級当たりの児童・生徒数について、東京都の基準を採用しているが、今後その基準がより少人数化していく可能性もあるため、変化に対応できる方針を取るべき。	教員の配置については、東京都の基準により行っております。今後、基準が見直された場合は、適切に対応してまいります。
70	学校・教育施設	少人数学級の維持・推進	子供が減るのであれば、少人数制できめ細やかな指導を行い、小学校には中学受験、中学校には難関高校受験を目指すクラスを作ってはどうか。	学校再編を行わずに少子化が進行すると各学校において、1学年あたり1学級の単学級になることが想定されます。単学級の場合、小学校であれば、6年間学級替えが行われません。児童が新たな人間関係を築いたり、学級同士で互いに切磋琢磨し合う中で高め合ったりする機会を創出することも難しくなります。御提案につきましては、公立学校が行う義務教育には馴染まないものと考えます。

番号	大分類	中分類	受け付けた意見	市の考え方
71	学校・教育施設	今後の教育形態	統合後の教育形態(小中一貫教育・義務教育学校など)の考え方を説明してほしい。また武蔵野小学校と第三中学校で実施してきた小中一貫教育の成果や反省はどうなっているか。	教育委員会では、将来的な羽村市の学校の在り方の一つとして、「義務教育学校」の設置を検討しています。「義務教育学校」とは、小学校から中学校までの義務教育9年間の課程を一つの学校として一貫して行うもので、羽村市の学校がこれまで取り組んできた小中一貫教育を、より質の高い充実した教育へと深化させることが可能となります。教育委員会としましては、学校再編を進める過程において、「義務教育学校」を始め、より質の高い学びを実現する教育の在り方について、市民の皆様と共に検討してまいります。
72	学校・教育施設	学区の再編	学校の統合ではなく、学区の見直しによって児童・生徒数の偏在を解決できるのではないか。	学区の見直しは、児童・生徒数の偏在を一時的かつ局所的に緩和するための手段であり、全体的な児童・生徒数の減少という課題に対する解決策にはならないと考えております。そのため、現時点におきましては、学区の見直しは想定していません。
73	学校・教育施設	学区の再編	松林小学校を武蔵野小学校に統合した場合、武蔵野小学校よりも富士見小学校の方が自宅から近い児童もいるため、学区を見直してはどうか。その際は、経過措置として学校の選択制を導入する。もしくは、市内全域で選択制を導入し、学校統合を負のイメージではなく、先進的な施策として前向きなイメージに変えることができるのではないか。	現時点におきましては、学区の見直しは想定していません。学校選択制につきましては、今後研究してまいりたいと思います。
74	学校・教育施設	特別支援学級	特別支援学級に通う子供たちは環境の変化に敏感であるため、再編内容を早期に示すなど適切に考えてほしい。廃止となる第三中学校の教室を活用して特別支援学級を設置すれば、周囲の環境も整えやすく、手厚い支援を求めて移住する方も増えるのではないか。	学校再編に伴う特別支援学級の対応につきましては、令和8年度以降に策定する「公共施設個別再配置計画(実行計画編)」の策定の際に示していきたいと考えております。
75	学校・教育施設	教員・保護者・PTAの負担軽減	統合によって自宅から学校までの距離が延びた場合、距離や気候の面で、保護者にとっても行事や保護者会への参加に負担が生じるため、実施時期の見直しやオンライン参加なども検討してほしい。	学校統合後の対応につきましては、統合前に予定している3年間の準備期間において検討していきたいと考えております。
76	学校・教育施設	教員・保護者・PTAの負担軽減	教員やPTAの負担が年々大きくなっているため、統合によって1校当たりの教員の数を増やして、教員やPTAの負担を減らしてほしい。	御指摘のとおり、学校の統合により、1校当たりの教員の数は増えると考えております。教育委員会は、学校再編により、各学校において、必要十分な教員数が確保され、校務の分担や学校行事の実施等に支障をきたすことなく、安定した学校運営が可能な規模を確保していきたいと考えております。
77	学校・教育施設	教員・保護者・PTAの負担軽減	統合によって1校当たりの教員数が増えても、教員1人当たりの児童・生徒数は増えるため教員の負担が増えることを心配している。	学校の統合によって1校当たりの教員が増えることによって、各校の校務や運動会などの行事に対応する教員は増えることとなります。また学年担当を複数の教員で担当することにより、教員同士の協力により学年行事を進めることができると考えております。
78	学校・教育施設	クラブ・部活動の充実	松林小学校や武蔵野小学校はクラブ活動も少なく、人数が少な過ぎて子供たちが学校生活を楽しめない。統合によってクラブ活動を増やしてほしい。	統合によって児童・生徒数は増加しますので、新たな人間関係を築いたり、学級同士で互いに切磋琢磨し合う中で高め合ったりする機会が増えると考えています。クラブ活動など学校統合後の対応につきましては、統合前に予定している3年間の準備期間において検討していきたいと考えております。
79	学校・教育施設	再配置の推進	小・中学校の統合に賛成。特に児童数の減少が著しい武蔵野小学校については、クラス替えの機会の確保や多様な社会を生き抜く力を育む観点から、学校統合はやむを得ないと思う。子を持つ親として距離的に少し遠くなることは問題ないと思う。	学校再編については、児童・生徒数の現状及び今後の減少傾向を踏まえ、児童・生徒のより良い教育環境の整備と、教育の質のより一層の向上を目指すことを目的としています。引き続き、学校再編の必要性について、市民の皆様へ御理解をいただけるよう、説明を尽くしてまいります。
80	学校・教育施設	再配置の推進	単学級より複数学級の方が子供目線で良いと思う。自分が中学生の頃は、子供同士の会話の中で生まれてくる関係性があり、その中で学んだことが多かったと思う。現在、(民間事業者として)子供の居場所づくりをやっているが、集まってくる子供を見ると、自分たちで関係性を作ることが下手だと感じる。これから先、子供たちが自分たちでコミュニティを開拓する力がなくて良いのだろうかと思う。	学校再編については、児童・生徒数の現状及び今後の減少傾向を踏まえ、児童・生徒のより良い教育環境の整備と、教育の質のより一層の向上を目指すことを目的としています。御指摘のように、児童・生徒が新たな人間関係を築いていくためには単学級よりも複数学級が望ましいと考えています。
81	学校・教育施設	跡地活用	松林小学校と羽村第三中学校が廃校になった後の土地が売却され、一般住宅が建つことになれば、子供の数が増え、学校の児童生徒数にも影響があることを想定しておく必要があるのではないか。	学校の土地建物は、学校教育以外にも避難所や地域活動場所などの役割を担っていますので、廃止となる小・中学校の建物もそうした公共用途として一定程度維持していく方針です。公共用途で活用しない場合は、民間への売却や貸付等を検討することになりますが、その際は地域の方々の御意見を聞きながら進めていきます。なお、松林小学校と羽村第三中学校の土地は市街化調整区域に指定されており、民間に売却した場合でも、現在の都市計画においては、原則として一般住宅を建築することはできません。
82	学校・教育施設	跡地活用	廃止後の松林小学校の建物については、隣接する都立羽村特別支援学校の校舎として、東京都へ提供してはどうか。	学校の土地建物は、学校教育以外にも避難所や地域活動場所などの役割を担っていますので、廃止となる小・中学校の建物もそうした公共用途として一定程度維持していく方針です。公共用途で活用しない場合は、民間や御提案のあった東京都への売却や貸付等を検討することになりますが、その際は地域の方々の御意見を聞きながら進めていきます。
83	学校・教育施設	跡地活用	廃止となった学校の建物は、地域集会施設、学童クラブなど他の公共施設の代替施設として活用したり、民間企業から活用案を募集して賃料収入を得たりしてはどうか。	学校の土地建物は、学校教育以外にも避難所や地域活動場所などの役割を担っていますので、廃止となる小・中学校の建物もそうした公共用途として一定程度維持していく方針です。御提案のあった他の公共施設の代替としての活用については、総床面積の削減につながるなど相乗効果が確実に見込まれる場合に検討します。公共用途で活用しない場合は、民間への売却や貸付等を検討することになりますが、その際は地域の方々の御意見を聞きながら進めていきます。
84	学校・教育施設	跡地活用	廃止後の学校施設について、維持費用を減らしつつ避難所や防災拠点としての機能を残すため、建物を民間に売却した上で、災害時は建物の一部を共同利用できるような契約を締結してはどうか。	廃止となる小・中学校の建物は、避難所や地域の活動場所といった公共用途で活用するため一定程度維持していく方針です。他自治体では、御提案のような手法を導入している事例もありますので、今後研究してまいります。
85	学校・教育施設	学校施設の複合化	児童・生徒数の減少によって生じる学校の余裕教室(空き教室)を活用して、学童クラブや地域集会施設、児童館、老人福祉施設等の他の公共施設を複合化してはどうか。	学童クラブについては、学校再編との整合を図りながら、学校内もしくは隣接地へ設置していく方針であり、学校内に設置する場合は余裕教室を活用することを基本としています。その他の公共施設との複合化については、総床面積の削減につながるなど相乗効果が確実に見込まれる場合に検討します。
86	学校・教育施設	シティプロモーション	学校・教育施設の削減は、「子育てしやすいまち」という羽村市のブランドイメージ低下につながり、子育て世代の定住・移住促進の面でも悪影響が出ると思う。	学校再編は、未来を担う子供たちによりよい教育を提供していくために行うものです。学校再編による新たな教育の形を示し、羽村市のイメージアップを図ってまいりたいと考えております。

番号	大分類	中分類	受け付けた意見	市の考え方
87	学校・教育施設	新たな統合案	松林小学校と武蔵野小学校の統合にあたっては、下記のメリットが考えられることから松林小学校の校舎を使用してはどうか。 1.水泳授業を実施しているスイミングセンターが隣接しているため、猛暑の際の移動リスクやコストがほぼない。 2.コインパーキング(動物公園駐車場)が近くにあり、行事や保護者会の際に車でも来校しやすい。 3.動物公園通学路登校という特色ある取組がある。 4.都立羽村特別支援学校に隣接しているため、定期的に交流があり、多様性を学ぶ機会がある。	武蔵野小学校の校舎を使用することは、①校舎の建築年度が新しいこと。②統合後の学区において武蔵野小学校がより中心に近いことから判断したものです。 御提案の松林小学校での取組は、統合前の準備期間において検討してまいりたいと思います。
88	学校・教育施設	新たな統合案	羽村第三中学校と武蔵野小学校はこれまでも小中一貫教育を実施していたので、両校を統合し、義務教育学校としてはどうか。	羽村第三中学校の生徒数は現在も少数でクラブ活動などに支障が出ております。御提案の武蔵野小学校との統合では、中学校における課題が解決できないと考えます。また、武蔵野小学校も児童数が減少していくことが予想されることから、現実的ではないと考えます。
89	学校・教育施設	新たな統合案	統合する2つの学校の間地点に新しい学校を建築してはどうか。	本構想の基本方針として、整理統合にあたっては、コストの合理性の観点から、長寿命化などを実施し、可能な限り既存の施設を活用することとしています。
90	学校・教育施設	その他	統合が決定してから実際に統合するまでの期間に入学する児童・生徒については、在学中の転校を避けるため、最初から統合先の学校に入学できるようにしてほしい。	統合前の学校選択制については今後研究してまいります。
91	学校・教育施設	その他	統合に際して、学校ごとに教育レベルやカラーが異なることを懸念している。	統合に際しては、各学校の経営方針や、これまでに積み上げてきた伝統なども踏まえ、校長・教職員をはじめ、保護者、地域の方々にもご意見を伺いながら、統合までの3年間で目指すべき学校像を作り上げていく必要があると考えています。
92	学校・教育施設	その他	「これからの羽村市立学校の在り方について」において、適正な学校規模の前提となる考え方の1つとして、「音楽や図工・美術など、専門的な技能が求められる教科の教員について、非常勤講師ではなく、正規の教員が配置でき、より着実で安定した学習指導が可能となる規模であること。」と記載しているが、非常勤講師でも問題ないのではないかと。	非常勤講師は授業をすることはできませんが、担任や学校内の事務的なことを担当することができません。正規の教員が配置されることで、校務の分担や学校行事の実施等に支障をきたすことなく、安定した学校運営が可能になると考えています。
93	学校・教育施設	その他	松林小学校に通う子供が動物公園通学路登校を楽しみにしているため、それがなくなると不安。	学校統合後の対応につきましては、統合前に予定している3年間の準備期間において検討していきたいと考えております。
94	学校・教育施設	その他	学校の再編に向け、各中学校区ごとに教育特色を明確にしてはどうか。 (例)一中学校区…音楽、二中学校区…スポーツ、三中学校区…特別支援	学校再編に伴う検討は、令和8年度以降に策定する「公共施設個別再配置計画(配置編)」の策定の際に行っていきたいと考えております。
95	学校・教育施設	その他	社会科見学などの校外学習を市内施設等で実施できるようにしてはどうか。 小学校では教職員が校外学習の調整等を行っているが、市内の公共施設で実施できれば、打ち合わせなども円滑に行うことができる。 (例) ・リサイクルセンターでのごみ・資源の学習 ・農家での見学や農業体験 ・ゆとろぎでの芸術・演劇鑑賞教室	学校再編を進める過程において、より質の高い学びを実現する教育の在り方について、市民の皆様と共に検討してまいります。
96	学校・教育施設	その他	統合によって学区がかわれば、そこに関連するコミュニティ・スクール委員会や青少年対策地区委員会、町内会・自治会などの組織と学校との関係性を再構築する必要がある。これらの組織との調整がスムーズに進むよう、市が積極的に支援を行い、十分な調整期間を設けてほしい。	学校は、地域の様々なコミュニティと関係があるため、統合後の関係構築については、市として積極的に支援していきます。
97	学校・教育施設	その他	公共施設に関する市民アンケートでは、学校統廃合を容認する割合が80%となっているが、「どちらかという統廃合に反対」という選択肢がなく、結果に疑問を感じる。	令和6年度に実施した市民アンケートにおいて、学校の統廃合について、以下の選択肢で回答していただきました。 1.積極的に統廃合すべき(20.7%) 2.統廃合は必要だが、最小限にとどめるべき(63.2%) 3.統廃合するべきではない(7.7%) 4.わからない(8.2%) ※無回答0.2% この設問は学校の統廃合について、「必要か・不要か」と「必要な場合、どの程度か」を問うものですので、「どちらかという反対」という選択肢がなくても、「統廃合するべきではない」という選択肢がその立場を明確に表現しており、適切なものであったと考えています。
98	学校・教育施設	その他	町内会が衰退していく中、災害時に町内会で避難所運営ができるのか疑問。そうしたソフトの部分も含めて検討すべき。	羽村市地域防災計画では、災害発生時の避難に備え、市内の全ての小・中学校を指定避難所として指定しています。再編によって学校として廃止となる施設(体育館・校庭など)も避難所や避難場所として、一定程度維持していくこととしていますが、すべてを維持することはできないため、避難所の数も減少することになります。災害時の避難者対策については、御指摘の懸念も踏まえ、運営方法も含めて検討していきます。また、自宅に倒壊の危険性がなく、引き続き生活できる場合は、自宅での生活を継続する在宅避難を推奨しており、在宅避難への備えについて周知・啓発していきます。
99	学校・教育施設	その他	松林小学校は、自然が豊か、50周年を迎えた、校庭がどこよりも広い、動物公園を通して通える、珍しいメロディーの校歌など、色々の良いところがあるため統合はやめてほしい。	松林小学校を含めそれぞれの学校に歴史があり、特色を持っております。また、在校生や出身者、地域の方には様々な想い入れがあることも承知しています。しかし、児童・生徒数の現状及び今後の減少傾向を踏まえ、児童・生徒のより良い教育環境の整備と、教育の質のより一層の向上を目指すため学校再編が必要であると考えています。
100	学校・教育施設	その他	双葉町地区は羽村第三中学校を避難所として防災訓練をしてきたが、第三中学校の廃止により、武蔵野小学校へ変更となる場合、今までの経験が無駄になる可能性がある。第三中学校の体育館は避難所として残るのか。	羽村市地域防災計画では、災害発生時の避難に備え、市内の全ての小・中学校を指定避難所として指定しています。再編によって学校として廃止となる施設(体育館・校庭など)も避難所や避難場所として、一定程度維持していくこととしていますが、すべてを維持することはできないため、避難所の数も減少することになります。統合後の第三中学校体育館の取り扱い方針はまだ決まっていますが、災害時の避難者対策については、御指摘の懸念も踏まえ、運営方法も含めて検討していきます。
101	スポーツ・レクリエーション施設	スイミングセンター	スイミングセンターで小学校の水泳授業を実施する場合、一般の利用者の利用状況も踏まえて時間帯を検討してほしい。近年の猛暑の中、午後の移動は高齢者にとって熱中症リスクがあるため、午前中の早い時間帯を一般向けに開放してほしい。	小学校の水泳授業については、一般利用者の利用状況も踏まえて最善の実施曜日、時間設定をしています。学校授業であることから、午前中に実施することが多い状況です。安全管理の面から、一般利用と水泳授業の同時実施は難しいと考えています。なお、水泳授業実施日時以外においては、午前9時から午後8時50分まで全日最低3つ以上のコースを確保しています。

番号	大分類	中分類	受け付けた意見	市の考え方
102	スポーツ・レクリエーション施設	スイミングセンター	スイミングセンターの駐車台数が足りていないので増やしてほしい。	スイミングセンターの駐車場については、スペース的に敷地内に駐車場を増やすことは難しい状況です。満車の場合は、動物公園駐車場(平日、土日・有料)や隣接する松林小学校や都立特別支援学校の駐車場(土日のみ・無料)をご案内しています。
103	スポーツ・レクリエーション施設	スイミングセンター	小・中学校の水泳授業をスイミングセンターで通年で実施してはどうか。天候に左右されず、指導者も委託することで教員の負担軽減にもなる。スイミングセンターだけで受け入れきれない場合は、水上公園を再開し、利用する。多摩川沿いには高齢者施設が多いので、リハビリプールとしても活用すれば利用率が上がるのではないかと。	小学校につきましては、学校プールの老朽化からスイミングセンターでの水泳授業を推進していく方向で検討しています。
104	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツセンター	スポーツセンターを複合化し、児童館や老人福祉施設、地域集会施設の機能を持たせ、子供から高齢者までが集える市の中核施設として整備すべき。	スポーツセンターについては、市民のスポーツ拠点として長期的に維持していくこととしており、スポーツを通して子供から高齢者まで幅広く御利用がされるような施設を目指しています。また、貸室もあることから、地域集会施設の機能も担うことができ、地域集会施設の選択肢の一つとして検討していきます。また、先般、日影規制に抵触していることが判明したため、今後、建替えを含めた是正計画を検討していくこととしており、是正計画を踏まえ、他の施設との整理統合内容について改めて検討していく考えです。
105	子育て支援施設	中央児童館の存続	中央児童館にはプラネタリウムがあり、宇宙を身近に感じられる特色ある施設であるため、子供たちの居場所として残してほしい。施設の廃止は子供の居場所作りを進めていく市の方針にも逆行すると思う。	今回いただいた御意見や御質問を通して、市民が抱えている懸念や課題認識が明らかになりました。市としましては、いただいた御意見を踏まえた検討を進めてまいります。たたき台ver.2においては、中央児童館内に設置している奈賀学童クラブの移転先としていたシルバー人材センターは移転しない案としたことや、地域の子供たちの遊び場の確保などを総合的に検討した結果、中央児童館は当面維持し、その後、機能を他の公共施設で代替した上で廃止する案としました。
106	子育て支援施設	学童クラブ登降所時の安全性	松林学童クラブを武蔵野学童クラブに統合した場合、緑ヶ丘三丁目の児童は自宅から遠くなる。降所時の安全性や保護者が迎えに行く負担を考慮すると再検討すべきではないか。	令和6年度に実施した学童クラブを利用する児童の保護者アンケートでは、学童クラブの設置場所については、学校内、学校敷地内又は隣接した場所など、児童の登降所の安全のため、学校に近い場所を希望する意見が多い状況にありました。そのため、たたき台においては、できるだけ学校内または学校の隣接地に学童クラブを設置する方針としています。通学路と同様に学童クラブへの登降所時においても、児童の安全性の確保は最優先事項と考えています。保護者の方の負担軽減と併せて、どのような対策が取れるか検討していきます。
107	子育て支援施設	学童クラブの利便性向上	学童クラブで高学年の受け入れや預かり時間の延長を検討してはどうか。	学童クラブを利用する児童の保護者アンケートにおいて、学童クラブでの高学年の受け入れについては一定のニーズがあると認識しております。市としても、高学年児童の受け入れや長期休業期間における居場所づくりなどについて、実施に向けた検討を進めているところです。開所時間については、通常18時までですが、延長の希望がある場合は19時まで対応しています。更なる延長については保護者のニーズを踏まえて検討していく必要があると考えています。
108	子育て支援施設	学童クラブの複合化の推進	学童クラブは小学校の余裕教室(空き教室)を活用して、積極的に学校内に複合化していく。	たたき台においては、学校内または学校の隣接地に学童クラブを設置する方針としています。学校内に設置する場合は余裕教室の活用を進めていくこととしています。学校の統合によっては、余裕教室がそれほど生じない場合も想定されますので、その場合は学校敷地内または隣接地等への設置を検討していきます。
109	子育て支援施設	その他	中央児童館内の天王台会館については、他の地域集会施設と同じく、I期ではなく、児童館も含めてII期に実施するのでも良いのではないかと。	中央児童館については、人口減少や施設の老朽化などから、当初第I期において廃止する案を示していましたが、中央児童館内に設置している奈賀学童クラブの移転先としていたシルバー人材センターが現位置での存続となったことや、地域の子供たちの遊び場の確保などを総合的に再検討した結果、中央児童館は当面維持し、機能を他の公共施設で代替した上で廃止することとしました。併設されている天王台会館の取り扱いについては、こうしたことも踏まえ、令和8年度に町内会の意見を伺いながら決定していく予定です。
110	高齢福祉施設	いこいの里の低アクセス性	シルバー人材センターをいこいの里へ移転した場合、高齢者は遠くに行く事ができなくなる。サークル活動にも参加できなくなり、会員数の減少を招く。	御指摘の点を踏まえ再検討した結果、たたき台ver.2においてはシルバー人材センターは移転しない案としました。ただし、公共施設全体の老朽化問題への対応として、現在無償で貸与している建物の維持保全にかかる経費を公益社団法人羽村市シルバー人材センターに負担していただくこととしました。
111	高齢福祉施設	いこいの里の低アクセス性	じゅらく苑は市役所の隣にあり、立地的にも通いやすい。いこいの里へ移転した場合、高齢者は遠くに行く事ができなくなる。	じゅらく苑の代替はいこいの里だけではなく、高齢者が身近な場所で活動できるよう地域集会施設やゆとろぎ、スポーツセンターなど、他の公共施設を含めて代替していく考えです。
112	高齢福祉施設	いこいの里の低アクセス性	シルバー人材センターやじゅらく苑をいこいの里へ移転する場合、はむらんを増便するなど交通アクセスの改善も検討してほしい。	御指摘の点を踏まえ再検討した結果、たたき台ver.2においてはシルバー人材センターは移転しない案としました。ただし、公共施設全体の老朽化問題への対応として、現在無償で貸与している建物の維持保全にかかる経費を公益社団法人羽村市シルバー人材センターに負担していただくこととしました。
113	高齢福祉施設	再配置の推進	じゅらく苑の入浴・機能回復訓練室機能はいこいの里へ統合を検討してはどうか。	御提案のとおり、じゅらく苑はいこいの里への統合を基本としています。また、機能回復訓練室の機能についてはスポーツセンターなどでも代替していく考えです。
114	高齢福祉施設	その他	シルバー人材センターをいこいの里へ移転しない場合、いこいの里の空きスペースにカフェ等のテナントを誘致するなど、地域活性化のために有効活用してはどうか。	有償貸付の場合、建設時等の補助金を一部返還する必要があるなど、テナントとしての活用には課題があります。こうした課題も踏まえ、老人福祉施設の拡張などの公共用途や民間による有効活用、公民連携による活用について検討していきます。
115	健康福祉施設・医療施設	平日夜間急患センターの廃止	利用実績に対してコストが見合っていないので廃止すべき。公立福生病院への委託や保健センター内の実施も検討してはどうか。	平日夜間急患センターは、1日当たりの利用者数が2人程度となっており、廃止も含めた運営の見直しを行い、民間医療機関等への委託も検討していきます。
116	社会教育施設	図書館	他の自治体を参考にして、地域の人や子供たちが世代を超えて通いたくような魅力ある図書館にしてほしい。子供たちがうるさいと注意されるが、もっと子供が自由に利用できる雰囲気のある図書館にしてほしい。	今後の図書館運営については、市民の知的資源の中心的な施設という図書館本来の役割を強化していくとともに、子供や若者の居場所を含めた地域コミュニティーの交流拠点としての役割もより重視していきます。そのために、先進的な取組に係る情報を収集し、効果的な取組を積極的に取り入れていきます。
117	社会教育施設	郷土博物館	郷土博物館は入館料(100円程度)の徴収を検討すべき。	博物館法において、「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。」とされており、これを受け、羽村市郷土博物館の入館料は無料としていますが、今後の維持にかかる費用を踏まえ、有料化についても検討していきます。

番号	大分類	中分類	受け付けた意見	市の考え方
118	社会教育施設	郷土博物館	郷土博物館に展示されている郵便差出箱に解説の掲示を検討すべき。	郷土博物館では、寄贈などを受け収集した資料を、屋内及び屋外に展示しております。その一環として、近年見られなくなった郵便差出箱を屋外に展示しております。御意見いただきましたとおり、来館者向けに郵便差出箱についての解説を設置してまいります。
119	その他施設	リサイクルセンター	リサイクルセンターは将来的に広域化(他自治体との共同運営)を検討しても良いのではないかと。	リサイクルセンターなどの特殊用途の公共施設は別の枠組みで検討していくことが適当であることから、本構想の対象外としていますが、羽村市リサイクルセンターは稼働後約30年が経過しており、今後の人口減少を踏まえると、周辺市町村との共同処理についても検討していく方針です。 なお、この方針は、上位計画である「羽村市公共施設等総合管理計画」のP33にも記載していますので、ご参照ください。 https://www.city.hamura.tokyo.jp/0000008748.html
120	その他施設	公園	公共施設の整理統合にあたっては公園の活用も検討してほしい。公園は利用率が高く、富士見公園などに様々な公共施設の機能を集約してはどうか。	今回の公共施設の整理統合では既存建築物を最大限活用していく方向としていますが、既存公園施設の活用は限定的ですが、改築時や今後新たな施設需要が生じた際は、御意見にあります公園の活用も有力な候補として検討していきます。
121	その他施設	公園	中央児童館が廃止となることを踏まえて、富士見公園のクラブハウスの2階を常時開放し、子供たちの居場所や食事を取れる空間としてはどうか。	富士見公園クラブハウスについては、倉庫としていた部分をイベント時の開放スペースに改修しています。今後、そうしたスペースの常時開放に向けた検討を行い、御提案にあります子供たちの居場所や食事をとれる空間なども含め、有効な活用を検討していきます。
122	その他施設	公園	宮ノ下公園等にディスクゴルフコースを設置したり、富士見公園に人工芝のサッカー場を整備したりして利用率を上げる。ディスクゴルフは競技人口が増えており多数の利用が見込める。また、多摩地区には人工芝のサッカー場があまりないため需要が見込める。	公園は本構想の対象外としていますが、市民の皆様からの御意見をお聞きしながら、ハード・ソフトの両面から公園の魅力と利便性の向上に取り組んでまいります。
123	その他施設	公園	水上公園は現在使われておらず、子供たちは青梅や昭島のプールを使っています。これは非常に残念なことです。	公園は本構想の対象外としていますが、水上公園は施設の老朽化に伴い、令和元年度よりプール施設の利用を休止しており、現在、市民の皆様が年間を通じて利用できる施設として整備するため検討を進めているところです。令和7年度中に整備の方向性を示す基本計画を策定し、令和8年度以降に整備の詳細設計を行った後、整備に取り組んでいく予定です。
124	その他施設	上下水道	上下水道のインフラ施設は他の公共施設よりも遥かに必要性が高く、今後、人口減少によって維持が困難となってくるため、構想に含めるとともに設備の縮小を考えるべきではないか。	上下水道は市民の生命と健康を守る基本的なライフラインであり、それを適切に維持管理していくことは行政の最も重要な責務の一つと認識しています。上下水道インフラについては、本構想とは別に、それぞれ第二次羽村市水道ビジョン、羽村市下水道総合計画を策定し、将来に渡って安定的に維持できるよう努めています。なお、第二次羽村市水道ビジョンでは、各施設の更新時期に合わせて施設のダウンサイジング等を検討していくこととしています。 羽村市水道ビジョン https://www.city.hamura.tokyo.jp/0000016246.html 羽村市下水道総合計画 https://www.city.hamura.tokyo.jp/0000016248.html
125	その他の意見	策定プロセス	構想の策定にあたっては、どの程度住民合意を得た上で実施していくのか。住民アンケートや住民投票などで決めるべきではないか。	本構想は、市民の生活と密接に関わる公共施設に関するものであるため、市民の皆様の声を大切にしながら進めることが重要だと考えています。これまで様々な機会を設けて市民からの御意見を募集し、アンケートを含め多様な意見を伺ってまいりました。その意見を踏まえた上で、財政的な側面や将来世代の利益など、様々な要素を踏まえ、総合的な判断をしていくことが、市の責務と捉えております。また、この構想を実行していくためには、市民の代表である市議会のチェック、判断も仰ぎながら進めていく必要があり、そうした意味でも住民の同意を得て進めていくものと考えます。
126	その他の意見	策定プロセス	構想の内容を知らない市民が多過ぎる。インターネットを見られない方もいるので、内容がわかる形で全世帯にお知らせ等を配布するなど、周知方法をもっと工夫してほしい。	本構想のたたき台は、市公式サイト、広報はむら、メール・LINE配信、ポスター掲示、報道各社へのプレスリリース、全小・中学校・幼稚園・保育園等の保護者への通知配布及び全6回の懇談会等を通じて市民への周知を図ってまいりました。また、本構想において廃止の方向性を示している施設にはたたき台の冊子を設置し、自由に持ち帰られるようにしたほか、意見募集期間を当初の予定から1か月間延長するとともに、教育委員会の主催で学校・教育施設に特化した懇談会を2回追加で実施するなど出来る限りの周知に努めてきました。 引き続き、出来る限り多くの方に関心が向くような周知に努めていきたいと考えています。 たたき台ver.2の公表にあたっては、広報はむらに整理統合の内容をより具体的な形で掲載し、市公式サイトへのアクセスが難しい方も内容がわかるよう工夫しました。
127	その他の意見	策定プロセス	意見募集や構想策定までの期間が短すぎる。もっと時間をかけて議論する必要があり、構想策定期間は延期すべきである。	本構想は、令和7年9月12日にたたき台を公表し、当初10月末までを意見募集期間としていましたが、より多くの方から御意見をいただくため、意見募集期間を11月末まで延長して対応しました。また、策定期間を当初令和8年3月としていましたが、より慎重に検討していく必要があると判断し、策定期間を令和8年9月まで延期しました。今後、さらに市民の皆さんから御意見を伺いながら、より良い構想としていきたいと考えています。
128	その他の意見	策定プロセス	懇談会や今回の意見募集だけでなく、構想策定から個別の計画へ進んでいく段階においても都度市民の意見を聞く機会を設けてほしい。	構想策定後は、各施設ごとに、整理統合に向けたより具体的な実行計画となる「公共施設個別再配置計画(実行計画編)」を策定していきます。公共施設個別再配置計画の策定にあたっては、必要に応じて地域の方や施設の利用者等に意見を聞く機会を設けていきます。
129	その他の意見	策定プロセス	人によって使用する公共施設が異なるので、各施設ごとに利用者や利用団体から意見を聞きとった方がよい。	たたき台の検討段階においては、各施設ごとに関係者から意見聴取を行い、内容に反映させました。たたき台公表後の意見聴取方法については、施設分野が多岐に渡ることから、全ての施設についてまとめて御意見を募集しました。一方で、御意見を踏まえ、令和7年11月には教育委員会の主催で、特に市民の関心が高い学校・教育施設に特化した懇談会を開催し、保護者を中心に御意見を伺いました。
130	その他の意見	策定プロセス	市の財政状況が悪化していることをわかりやすく市民に伝え、自分事として捉えてもらう必要がある。それによって様々な意見や知恵が出てくると思う。広報紙やHP、YouTubeは見る人は少ないので、民間企業の周知方法も学んでほしい。	この取組は、将来を見通して必要な施設サービスを維持するために実施するもので、直接、財政健全化のために実施するものではありませんが、財政状況が悪化していることは事実であり、財政健全化は、本件とは別に市としてしっかり取り組んでまいります。こうした取組の周知については御意見も参考に工夫していきます。

番号	大分類	中分類	受け付けた意見	市の考え方
131	その他の意見	策定プロセス	全体的に計画が大雑把だと感じる。プランナーやコンサルタントを入れて計画を策定すべき。	この構想策定を進めるにあたっては、一部の専門的な調査業務については委託し、また、国のアドバイザーの派遣制度や他市の事例なども参考に作業を進めてきました。公共施設の整理統合は各地方公共団体で取組を模索しており、一律に正解があり一律のフォーマットが適するものではないと考えます。公共施設の状況は各地方公共団体によって様々であり、公共施設の整理統合はこれまでの事例を参考としながらも、それぞれの地方公共団体に合った進め方を検討していくべきものと考えます。そうした考えのもと、コンサルタント任せにするのではなく、市の公共施設を把握している市職員自らが考え策定に取り組むこととしたものです。
132	その他の意見	策定プロセス	構想策定にあたっては、専門的知識人を座長として、関係団体を主に一般の市民を集めワークショップ形式にて意見を集め構想の問題点・課題の抽出に努めるべきである。	構想策定のプロセスについては、様々な方法があり、御提案にあるワークショップや審議会などによる検討も一つの方法と認識しています。この方法はより掘り下げた議論をしていくことにメリットがあると考えますが、広く市民の意見を聴くという効果は、限定的と捉えています。今回の公共施設の整理統合については、様々な立場からの多様な御意見を収集し、それを踏まえて内容の修正や代替案の調整を検討していくことが重要と考え、広く意見を集めることに重点を置き、今回のような意見募集の方法を実施しました。
133	その他の意見	策定プロセス	総務省のマニュアルでは、公共施設の管理に複式簿記・発生主義の導入を推奨しているが、この構想ではこれに基づいた検討がなされていない。公共施設が多いことはマイナスの評価ではなく、施設の運用次第で他市にはない財産があるというプラス評価に変えることもできる。コミュニティーセンターの廃止と存続の両案を財務諸表で比較すると、廃止時は約9,000万円の除却損が発生し財務状況が悪化するが、存続時は設備更新により長期的に市民に恩恵をもたらす。市は複式簿記による予想財務諸表を作成し、公共施設の評価を客観的に検討した上で、その内容を公開すべきである。	今回の構想については、複式簿記に基づいた尺度も取り入れて検討しています。具体的には、建物の現在の資産価値を固定資産台帳の簿価で評価するなど、床面積当たりの簿価を施設同士で比較したり、今後の改修工事などによる簿価の変動も見据え、廃止等のタイミングの検討も行っています。公共施設が多いことは将来の市民負担というマイナスの側面がありますが、御指摘のとおり運用次第ではプラスの価値を生むものと考えます。しかし、減少傾向の利用率を見ると、このプラスの価値を十分生み出すことが難しくなっている現状があります。今後、人口減少などを踏まえると、益々プラスの価値を生み出しづらいものと考えています。このため、将来負担というマイナスを生み出さないためにも整理統合に取り組みますが、同時に運用を工夫し、プラスの評価につながる取組も進めていきます。
134	その他の意見	計画書の構成	・どの施設がいつの時期にどうなるのか、表で示してもらえるとわかりやすい。 ・この施設を廃止したら金額的にいくら節約できるのかも記載してほしい。 ・各施設の建築年度は西暦で表記したほうがわかりやすい。	整理統合の一覧表を作成し、素案に盛り込みました。施設廃止に伴う効果額については、この取組が目指す建築物の将来の維持保全費の削減効果を記載しました。なお、施設廃止した場合、建物維持費用だけでなく施設の運営経費等にも影響がありますが、この費用の削減を目的とせず、移転先での運営や代替機能の整備方法などによっても増減するものであり算出しておりません。建築年度については、和暦と西暦を併記しました。
135	その他の意見	その他	この構想の基となっている公共施設等総合管理計画は、総務省の要請により策定されたものである。また、国は公共施設の整理統合を推進するため、財政支援(公共施設等適正管理推進事業債)を期限付きで実施している。市が整理統合を急ぐ理由は、国の財政誘導が根拠としてあるのではないか。	公共施設の老朽化問題は、全国的な課題であり、国が推進している施策ではありません。羽村市において老朽化による不具合が現在顕在化している状況や将来的な人口減少も考慮すると、市として危機感を持ち、早期に取り組む必要があると認識しております。
136	その他の意見	その他	市の職員は現在でも人手不足であり、今後さらに人手不足が進む。そのような状況でこの計画を実施できるとは思えない。	御指摘のとおり、マンパワーにも限りがあり、その中でこの取組により新たな業務が発生していくことも事実です。しかし、そのマンパワー不足を理由に必要な取組を中止したり、先送りすることはできません。業務改善に取り組み、業務効率を上げるとともに、業務の優先順位をつけ取捨選択しながら、マンパワーにも見合った取組を計画的に進めていきます。
137	その他の意見	その他	お祭りなどのイベントが少なくなってしまうので飲食店が出展できる場が少ない。マルシェができる場がもっとあるといい。	御意見のとおり、市内事業者の提供する商品やサービスが、市民の皆様目に触れ、体験していただく機会を創出することは、重要であると認識しております。市では、花と水のまつり、市民と産業のまつり等の事業において、市内事業者の出店を募り、市内産業の活性化を推進しています。引き続き、商工会等の関係機関と連携し、にぎわいの創出や地域の魅力発信に資する事業を模索してまいります。
138	その他の意見	その他	羽村駅東口の喫煙所は撤去してもらいたい。通行人が受動喫煙となり迷惑。	平成27年度条例施行以降、羽村駅東口に指定喫煙場所として灰皿を設置しており、令和3年3月から分煙用のパーテーションを設置しております。定期的にパトロールを実施し、パーテーションの外で喫煙している方へは、パーテーション内で喫煙していただくよう案内しています。今後も引き続き、適正に利用していただけるようパトロールを実施してまいります。
139	その他の意見	その他	資料編の人口当たりの床面積他市比較について、比較対象が多摩地区だけなのはなぜか。東京都にも納税しているので、区部の比較も含め、都民としての行政サービスを求めていく必要があるのではないか。	羽村市の公共施設の規模の特徴を捉えるために、類似する団体と比較したものです。特別区は、業務や財政構造が一部異なる部分があり、規模や地域性も大きく異なるため、比較対象として適さないと考え、多摩地区の市と比較したものです。なお、今回の構想の対象としている公共施設は市有施設であり、都有施設は対象としていません。市の公共施設の整備については、これまでも都の財政支援を受けており、これからも財政支援を要望してまいります。